

『令和4年度税制改正大綱に向け 納税環境整備案議論－自民税調』

自民党税制調査会（宮沢洋一会長）は11月30日に小委員会を開き、令和4年度税制改正大綱の取りまとめに向けて納税環境整備などの主要項目を議論した。納税環境整備では、インボイス制度に関する見直し案がいくつか出され、例えば、経過措置期間を延長し、令和5年10月1日から6年の間に属する課税期間においても、課税期間の途中からの登録を可能とするほか、免税事業者取引等のQ&A案も示されました。納税環境整備に係る主な議題等は以下の通りです。○税理士制度の見直し（事務所設置規制の見直し、税理士試験の受験資格の見直し他）○記帳水準の向上に資するための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置の整備○証拠書類のない簿外経費への対応策○財産債務調書制度の見直し○「大口株主等」の要件の見直し○住宅ローン控除に係る申告手続等の見直し○資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等の見直し○少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し（対象となる資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）のように供した資産を除く）。



『所得税・消費税調査状況 無申告者の追徴課税は過去最高』

国税庁は今般、令和2事務年度の所得税・消費税（個人事業者）の調査の状況を公表した。所得税の実地調査の件数は計2万4千（前事務年度6万）件、簡易な接触は47万8千（同37万2千）件。全体で、申告漏れ等の非違があったのは27万9千（同26万3千）件であった。実地調査による申告漏れ所得金額は計2,992（同5,640）億円で、簡易な接触によるものは2,586（同2,250）億円。実地調査による追徴税額は全体で533（同992）億円で、簡易な接触によるものは199（同140）億円。富裕層に対する調査では、過去最高の2,259万円の申告漏れ所得金額／件を把握した。

消費税の実地調査の件数は計1万1千（同3万1千）件、簡易な接触の件数は7万5千（同3万7千）件で、全体で申告漏れ等の非違があった件数は4万9千（同4万5千）件。実地調査による追徴税額は133（同281）億円、簡易な接触によるものは48（同23）億円となった。

コロナ禍で実地調査は大幅に減ったものの、所得税では高額・悪質な不正が見込まれる事案、消費税では無申告等の事案を優先し、追徴税額／件はそれぞれ増加。無申告者では所得税で292万円、消費税で227万円と、いずれも過去最高となった。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



＜冬期休業のご案内＞

令和3年12月30日（木）から令和4年1月4日（火）まで休業させていただきます。
次回の発信は1月5日（水）の1397号です。よろしくお願いいたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com